令和６年度
計量業務概要

那覇市市民文化部
市民生活安全課

令和８年１月

目次

Ⅰ　那覇市の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　1　市勢概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　2　計量行政の沿革　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　3　組織と職員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

Ⅱ　事業費（決算額）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　1　歳入　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　2　歳出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

Ⅲ　事業概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
　1　特定計量器定期検査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
　　(1)　定期検査実績　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
　　定期検査に使用する証紙　・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　　(2)　定期検査に代わる計量士による検査実績　・・・・・・・・　5
　　計量士名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
　　(3)　令和５年度　器種別検査実績　・・・・・・・・・・・・・　6

　2　立入検査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　　(1)　商品量目立入検査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　　a　商品量目立入検査実績　・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　　b　令和５年度　量目検査実績　・・・・・・・・・・・・・・・　8
　　(2)　特定計量器立入検査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
　　a　メーター立入検査実績　・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
　　b　令和５年度　メーター立入検査実績　・・・・・・・・・・・　10

　3　普及啓発事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
　　(1)　パネル展　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
　　(2)　計量記念日事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

Ⅳ　検査器具　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

Ⅴ　はかり定期検査等の手数料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

Ⅰ　那覇市の概要

１．市勢概要

（１）面　　積	41.46k ㎡	（令和６年 10 月　１日現在）
（２）世 帯 数	161,017 世帯	（令和７年　３月 31 日現在）
（３）人　　口	312,021 人	（令和７年　３月 31 日現在）
男	150,860 人	
女	161,161 人	
（４）商 店 数	3,167 店	（令和３年経済センサス-活動調査）
（５）事業所数	16,770 事業所	（令和３年経済センサス-活動調査）

２．計量行政の沿革

1921 年（大正 10 年）　５月 20 日	那覇区・首里区に市制施行
1951 年（昭和 26 年）　６月　７日	計量法公布（昭和 26 年法律第 207 号）
1953 年（昭和 28 年）11 月 27 日	琉球計量法の公布
1972 年（昭和 47 年）　５月 15 日	計量法適用（復帰特別措置法の規定による）
1992 年（平成　４年）　５月 20 日	新計量法公布（平成４年法律第 51 号）
1993 年（平成　５年）11 月　１日	新計量法施行
2013 年（平成 25 年）　４月　１日	中核市に移行したことにより、計量法に基づく業務の一部を沖縄県から移譲 那覇市計量法関係手数料条例施行

３．組織と職員

（令和７年４月１日現在）

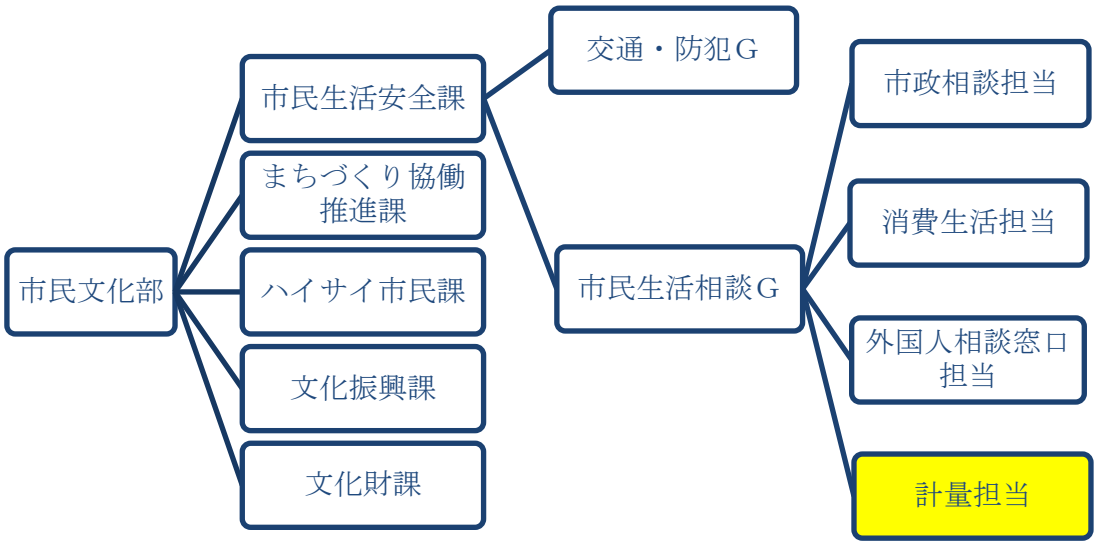

Ⅱ　事業費（決算額）

１．　歳入

（単位：円）

科目	R1	R2	R3	R4	R5	R6
定期検査等手数料	120, 100	未実施	224, 200	未実施	250, 800	未実施

２．　歳出

（単位：円）

科目	R1	R2	R3	R4	R5	R6
職員手当等	23, 328	0	23, 353	17, 661	30, 761	29, 685
旅費	103, 390	0	0	99, 060	110, 230	118, 750
需用費	84, 286	52, 893	48, 411	50, 660	75, 040	39, 957
委託料	649, 000	0	891, 000	0	1, 089, 000	0
使用料及び賃借料	45, 420	27, 340	36, 400	39, 260	51, 590	58, 400
負担金、補助及び交付金	20, 000	20, 000	20, 000	12, 000	12, 000	20, 000
計	925, 424	100, 233	1, 019, 164	218, 641	1, 368, 621	266, 792

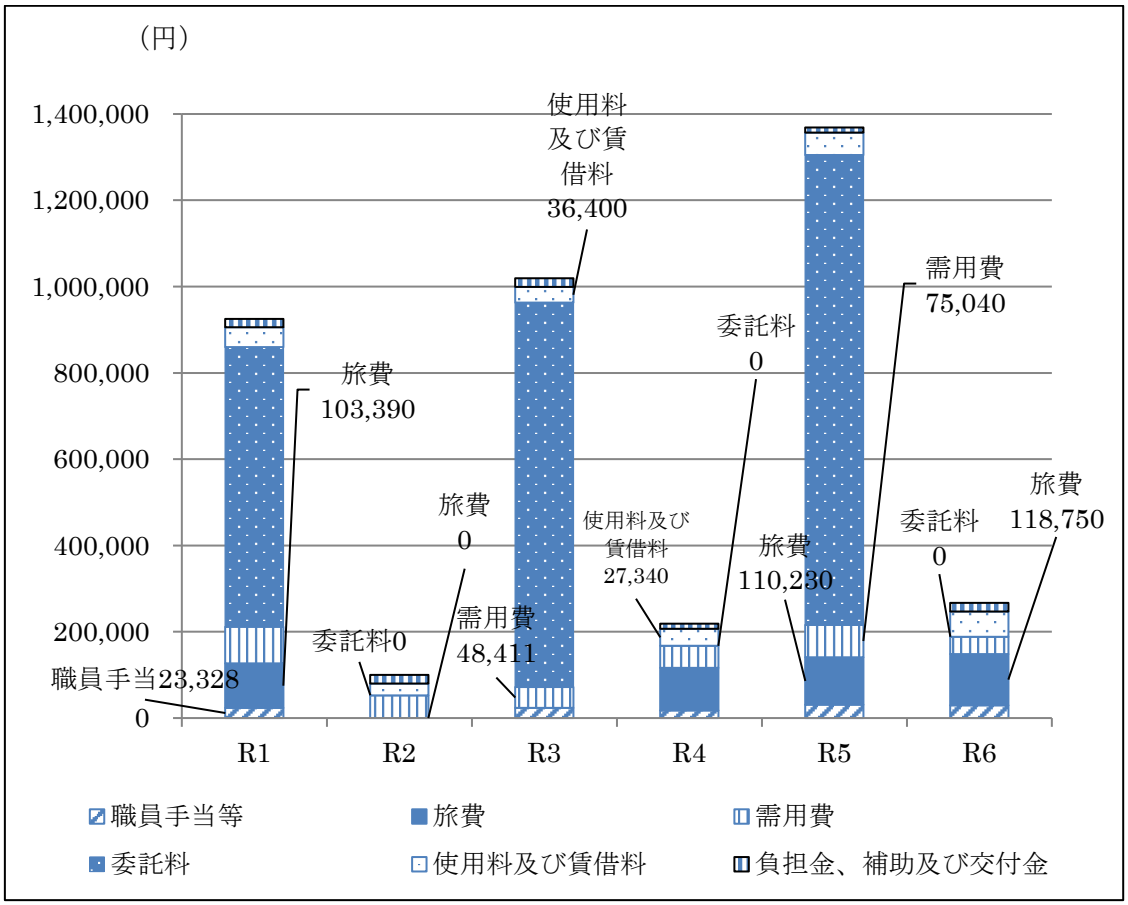

Ⅲ　事業概要

１．　特定計量器定期検査

適正な計量の実施を確保するため、食料品店、商店、学校及び病院等で取引や証明に使用される特定計量器（はかり）について、計量法第 19 条の規定に基づき 2 年に 1 回の定期検査を受けることが義務づけられています。これまで那覇市では、奇数年度に定期検査を実施しています。

取引や証明に使用される特定計量器の使用者は、市が行う定期検査を受検しなければなりません。また、計量法第 25 条の規定により、定期検査に代わる計量士による検査も行われています。（代検査）

(1)　定期検査実績

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
検査事業所数	100	未実施	149	未実施	154	未実施
検 査 個 数	122		200		203	
不合格個数	6		8		10	
不 合 格 率	4.9%		4%		4.9%	

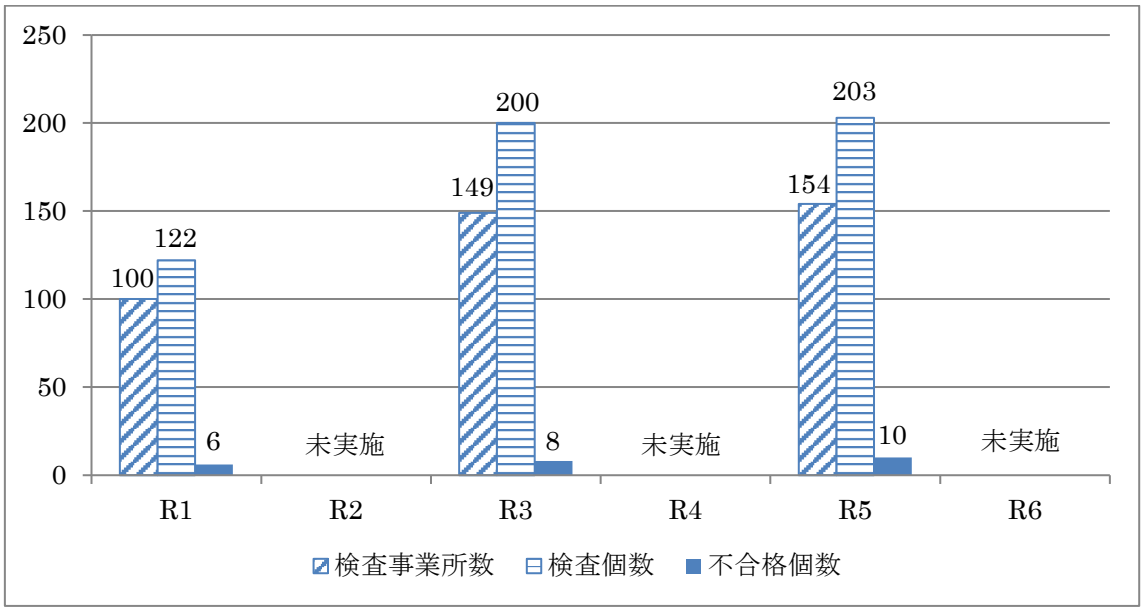

定期検査に使用する証紙

種別	合格シール	使用禁止シール
サイズ	直径 4.0 cm	縦 5.5 cm×横 4.0 cm
見本		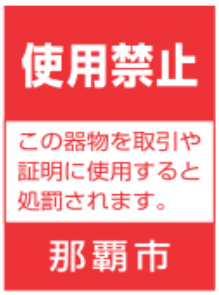

(2)　定期検査に代わる計量士による検査実績

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
検査事業所数	526	169	526	237	525	161
検 査 個 数	1,427	536	1,358	518	1344	434
不合格個数	29	14	26	10	40	13
不 合 格 率	2.0%	2.6%	1.9%	1.9%	3.0%	3.0%

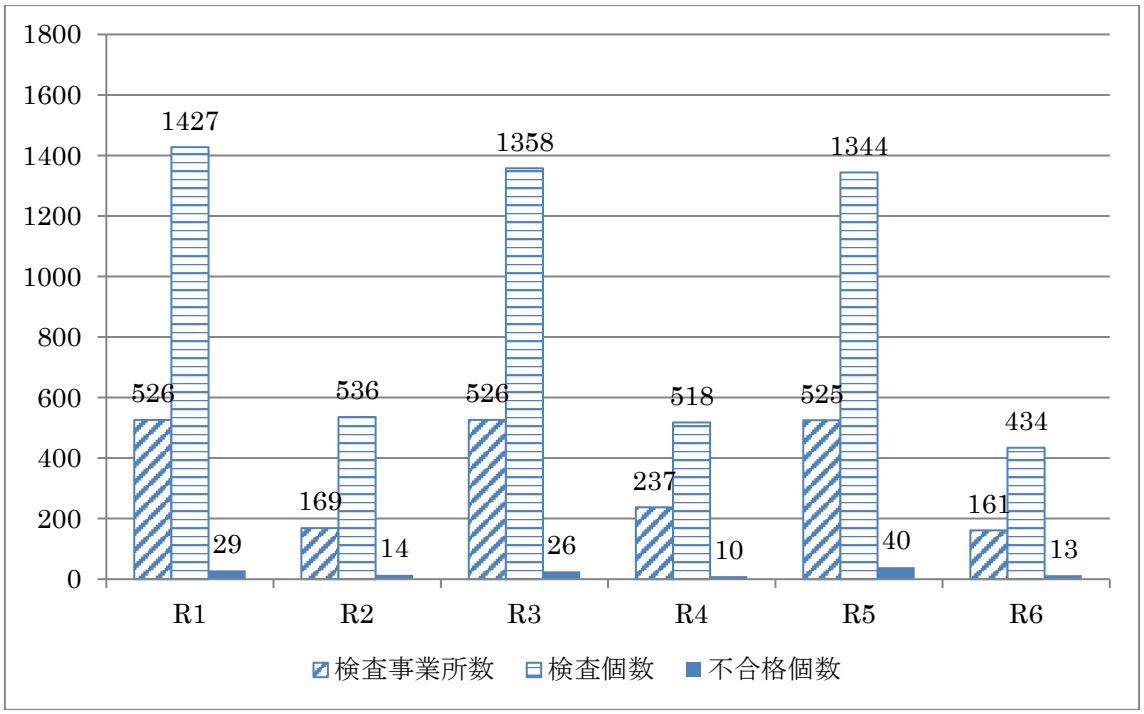

代検査を実施している計量士（市に届出があるもの　令和７年４月１日現在）

計量士		
白川 忠一	仲里 光秀	上江洲 智志
照屋 寛俊	上江洲 直	高橋 正寿
翁長 良樹	上江洲 直人	又吉　洸太
坂本 和昭		

(3)　令和６年度　器種別検査実績

器種	定期検査分		定期検査に代わる計量士による検査	
	検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数
電気式はかり	0	0	324	12
手動天びん	0	0	0	0
等比皿手動はかり	0	0	0	0
棒はかり	0	0	0	0
その他の手動はかり	0	0	0	0
ばね式指示はかり	0	0	110	1
手動指示併用はかり	0	0	0	0
その他の指示はかり	0	0	0	0
分銅	0	0	0	0
定量おもり	0	0	0	0
定量増おもり	0	0	0	0
合計	0	0	434	13

電気抵抗線式はかり

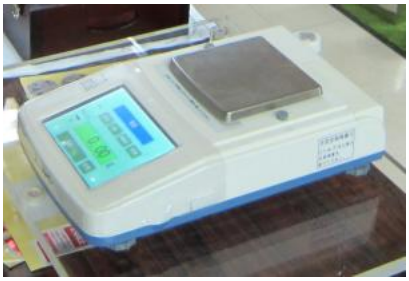

手動指示併用はかり

ばね式はかり

２．　立入検査

適正な計量の実施を確保するため、計量法第 148 条の規定により、スーパーや事業所等に立ち入り、店舗内で包装した特定商品の量目（内容量）検査や、特定計量器の検定証印の有無、構造検査、器差検査を実施し、有効期限も併せて確認します。

（1）　商品量目立入検査

全国計量行政会議適正計量委員会が作成した「全国一斉商品量目立入検査の実施計画」に基づき、商品の流通が盛んになる中元時期及び年末時期に特定商品を計量販売しているスーパー等へ立ち入り、商品（食肉・鮮魚・野菜・調理食品）の内容量が正確に計量、風袋引きされているか、量り売りに使用している計量器が正しく使用されているか検査を実施しています。

※風袋とは、パック商品のトレイやラップなどの包装、吸い取り紙、ワサビやたれ等の添え物などです。

a.　商品量目立入検査実績

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
検 査 日 数	16	0	0	7	5	3
検査事業所数	28	0	0	9	6	6
検 査 個 数	1298	0	0	450	300	300
不適正個数	17	0	0	6	15	12
不 適 正 率	1.3%	0	0	1.3%	5.0%	4.0%
口 頭 指 導	3	0	0	2	4	3
文 書 指 導	0	0	0	0	0	0
勧　　告	0	0	0	0	0	0

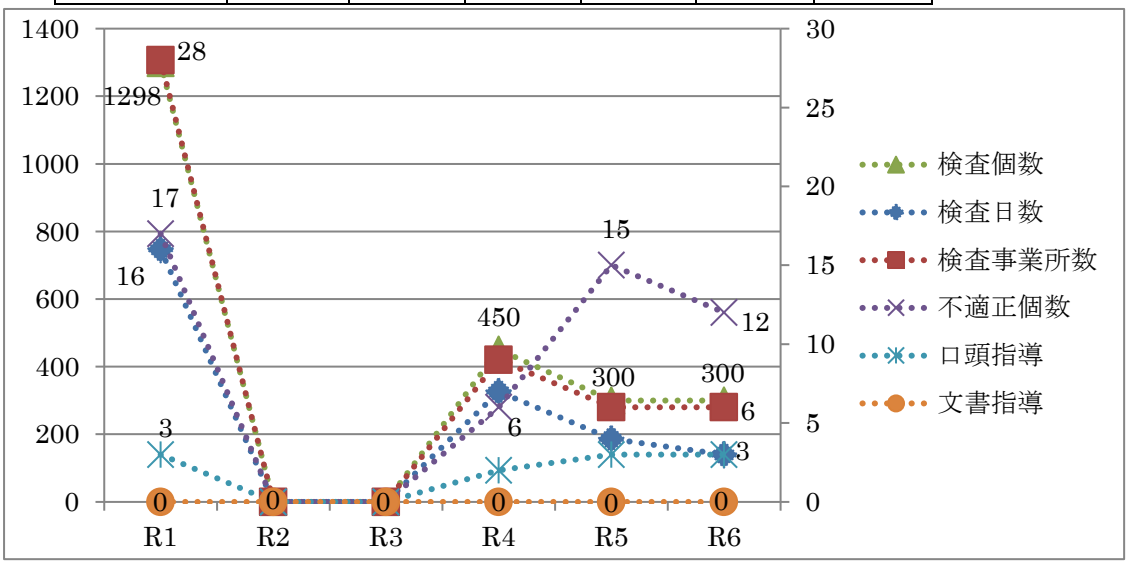

b.　令和６年度　量目検査実績

分類	時期	検査戸数	不適正戸数	検査個数	過量個数	正量個数	不足個数	不足率
食肉	前　　期	0	0	0	0	0	0	0.0%
	後　　期	6	0	50	0	50	0	0.0%
	小　　計	6	0	50	0	50	0	0.0%
鮮魚	前　　期	0	0	0	0	0	0	0.0%
	後　　期	7	2	55	0	51	4	7.2%
	小　　計	7	2	55	0	51	4	7.2%
野菜	前　　期	0	0	0	0	0	0	0.0%
	後　　期	5	0	50	0	50	0	0.0%
	小　　計	5	0	50	0	50	0	0.0%
果実	前　　期	0	0	0	0	0	0	0.0%
	後　　期	3	1	15	0	7	8	53.3%
	小　　計	3	1	15	0	7	8	53.3%
調理食品	前　　期	0	0	0	0	0	0	0.0%
	後　　期	6	0	100	0	100	0	0.0%
	小　　計	6	0	100	0	100	0	0.0%
	合　　計	27	3	270	0	258	12	4.4

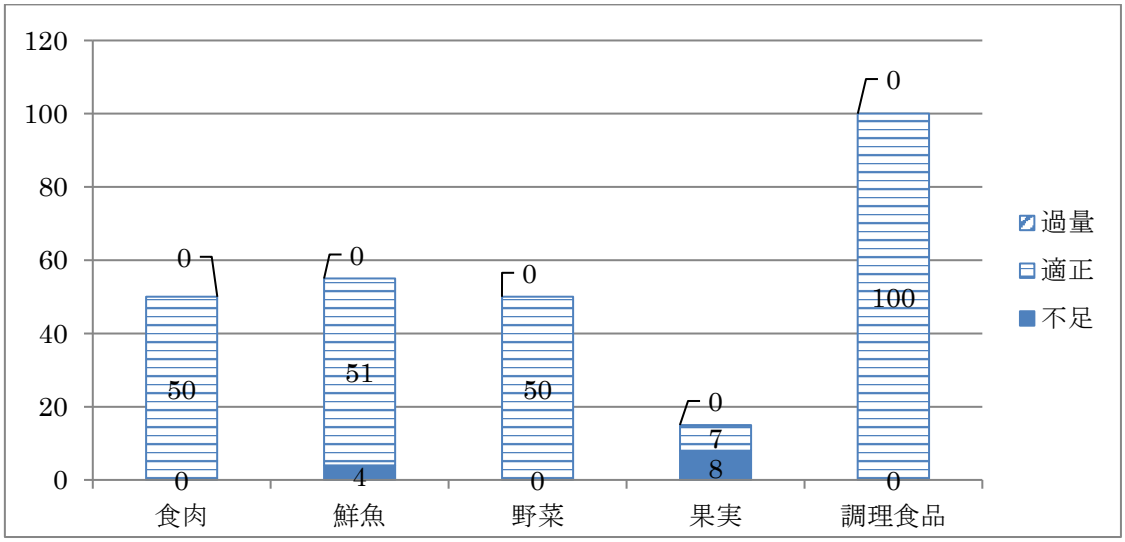

（２） 特定計量器立入検査

事業所等に立入り、電気・水道・ガスメーターの有効期限、検定証印及び台帳整備状況の確認検査を実施しました。

a.　メーター立入検査実績

	R2	R3	R4	R5	R6
検査事業所数	2	10	15	13	13
台帳検査個数	56	14,048	111,354	15,126	3,805
現場確認個数	56	216	144	206	174
台帳不適正個数	22	100	71	28	23
現場不適正個数	22	100	3	19	21
台帳不適正率	39.2%	0.8%	0.06%	0.18%	0.60%
口頭指導	0	0	0	0	0
文書指導	1	4	2	2	4
勧告	0	0	0	0	0

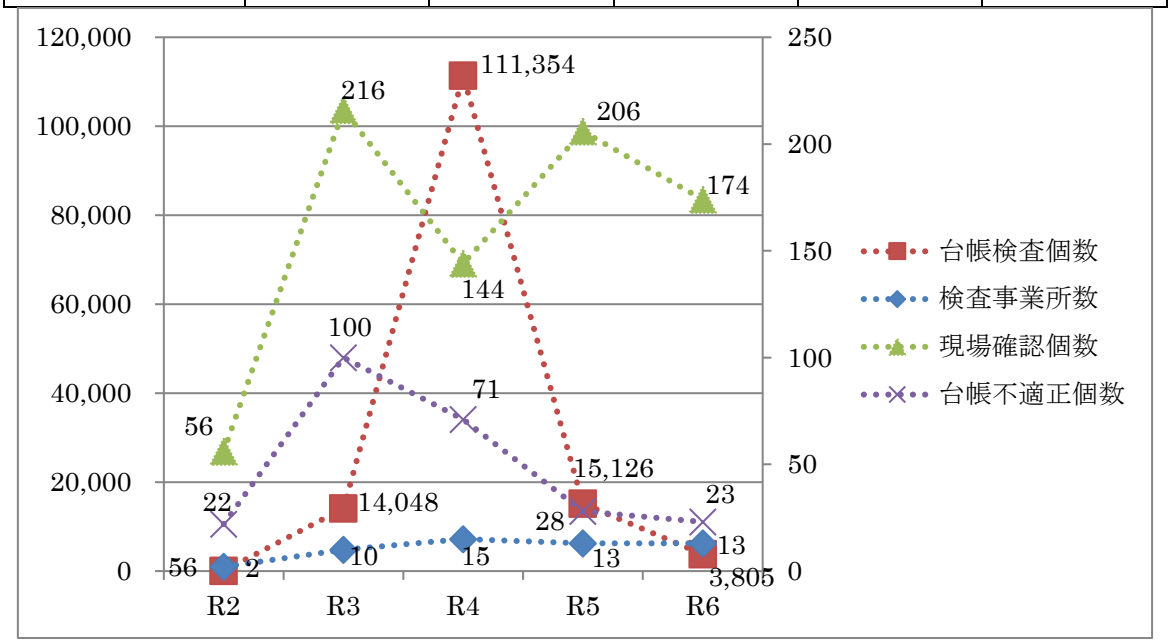

電気メーター

水道メーター

ガスメーター

b.　令和６年度　メーター立入検査実績

	検査 事業所数	台帳 検査個数	現場 検査個数	台帳 不適正 個数	現場 不適正 個数	台帳 不適正率
都市ｶﾞｽﾒｰﾀｰ	9	25	0	0	0	0.0%
石油ｶﾞｽﾒｰﾀｰ	4	2,039	15	1	0	0.0%
水 道 ﾒｰﾀｰ	9	1,400	48	2	2	0.1%
電 力 量 計	9	341	110	20	19	5.8%
合　　計	31	3,805	173	23	21	0.6%

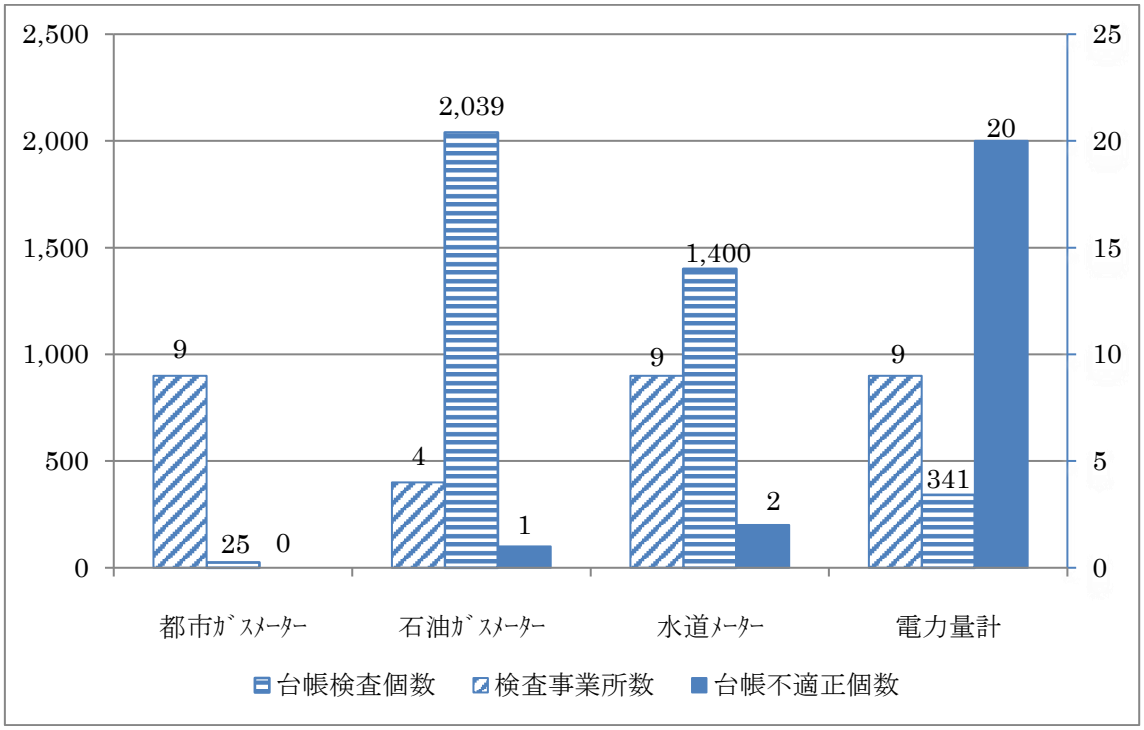

３　普及・啓発事業

（１）　パネル展

11 月の計量強調月間に合わせて市役所本庁１階展示コーナーにて令和６年 10 月 22 日（火）から 10 月 30 日（水）までパネル展を開催しました。

（2） 計量記念日事業

毎年、11 月 1 日の計量記念日にちなんで開催される、「計量のひろば」（沖縄県及び沖縄県計量協会共催）に参加しています。令和 6 年度はイオン南風原店で開催しました。

Ⅳ　検査器具

以下の分銅等の検査器具を保有しています。

種類		個数
1級基準分銅	5kｇ	1
	2kｇ	2
	1kｇ	1
	500ｇ	1
	200ｇ	2
	100ｇ	1
	50ｇ	1
	20ｇ	2
	10ｇ	1
	5ｇ	1
	2ｇ	2
	1ｇ	1
	500mｇ	1
	200mｇ	2
	100mｇ	1
	50mｇ	1
	20mｇ	2
	10mｇ	1
	5mｇ	1
	2mｇ	2
	1mｇ	1
小計		28
2級基準分銅	20kｇ	10
	10kｇ	5
	5kｇ	5
	2kｇ	3
	1kｇ	3
	500ｇ	3
小計		29
液体メーター用基準タンク	10Ｌ	1
	5Ｌ	1
小計		2
合計		59

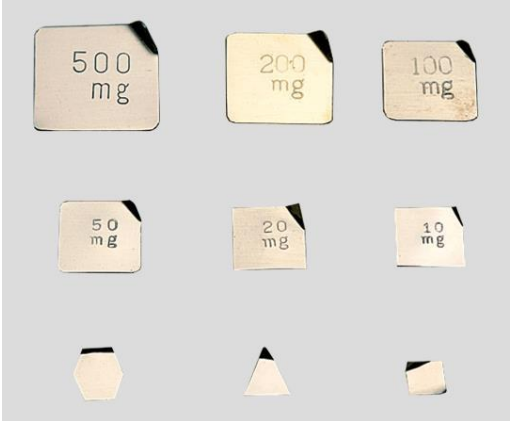

Ⅴ　はかり定期検査等の手数料

那覇市計量法関係手数料条例（平成24年12月28日条例第39号）より抜粋。

別表（第２条関係）

手数料の区分	金額
1　非自動はかり	
(1)　検出部が電気式のもの又は光電式のもの	
ア　ひょう量が 100 キログラム以下のもの	1,400 円
イ　ひょう量が 100 キログラムを超え 250 キログラム以下のもの	1,800 円
ウ　ひょう量が 250 キログラムを超え 500 キログラム以下のもの	2,200 円
エ　ひょう量が 500 キログラムを超え 1 トン以下のもの	3,100 円
(2)　棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	250 円
(3)　前 2 号に掲げるもの以外のもの	
ア　ひょう量が 100 キログラム以下のもの	500 円
イ　ひょう量が 100 キログラムを超え 250 キログラム以下のもの	900 円
ウ　ひょう量が 250 キログラムを超え 500 キログラム以下のもの	1,500 円
エ　ひょう量が 500 キログラム超え 1 トン以下のもの	2,100 円
オ　ひょう量が 1 トンを超え 2 トン以下のもの	3,700 円
カ　ひょう量が 2 トンを超え 5 トン以下のもの	6,900 円
キ　ひょう量が 5 トンを超え 10 トン以下のもの	10,700 円
ク　ひょう量が 10 トンを超え 20 トン以下のもの	15,000 円
ケ　ひょう量が 20 トンを超え 30 トン以下のもの	19,100 円
コ　ひょう量が 30 トンを超え 40 トン以下のもの	21,600 円
サ　ひょう量が 40 トンを超え 50 トン以下のもの	29,800 円
シ　ひょう量が 50 トンを超えるもの	51,200 円
2　分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	10 円

備考　この表の第１項の非自動はかりについては、最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。）がひょう量の１万分の１未満のものにあっては、手数料の額は、同項各号に掲げる金額の２倍の額とする。